

第6回「国連改革に関するパブリック・フォーラム」

人権分科会：権利基盤アプローチと日本の役割－水供給を事例として

1. 国連における水供給のアプローチ

1) 水は人権／公共財か、経済財かという問題に対する国連としての結論

・経済社会理事会の経済的、社会的、文化的権利委員会による「一般的意見第15号：水の権利(社会権規約第11条および12条)」(2002年11月)

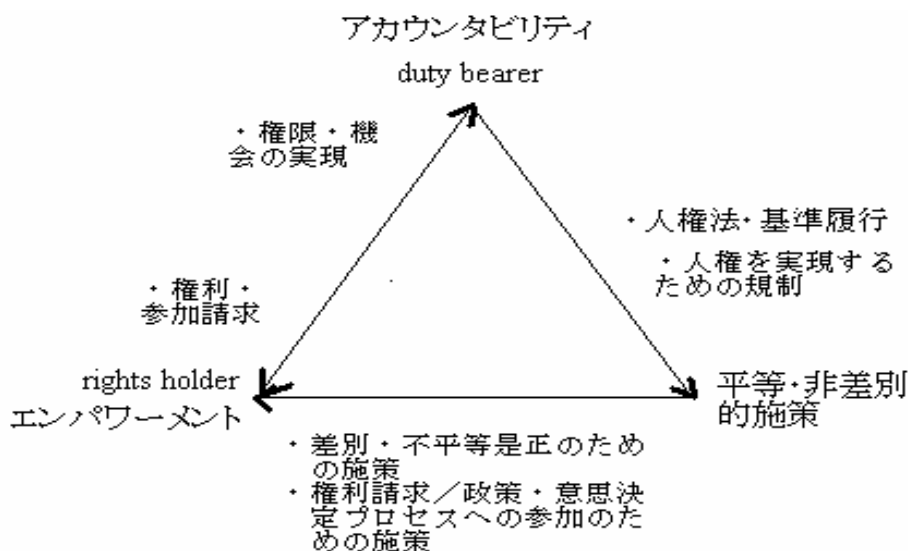
→水は人権で、他の人権の実現のための必要条件。①十分さ(生命や健康にとってだけでなく社会的・文化的財として必要な量、持続可能性)、②安全性、③許容可能性、④物理的な入手可能性、⑤負担可能性(経済的入手可能性)⇒当該国および国際社会の義務：中核的な義務の一つとしての非差別性：「特に恵まれない、または周縁化された集団」

2) 国連機関による最近の位置づけ

・国連開発計画『人間開発報告書2006年版－水危機神話を越えて：水資源をめぐる権力闘争と貧困、グローバルな課題』

→人間の安全保障における最も基本的な要素：「非衛生的な水と粗悪な衛生設備が原因で死亡する子どもの数は年間180万人に上り、武力紛争の犠牲者数をはるかに上回っている。いかなるテロ行為も、水と衛生の危機ほどの大規模な経済的破壊を引き起こすことはない」

・こうした水をめぐる危機の中心にある欠乏は、利用可能な物理的水量ではなく、権力、貧困、不平等に根差すもの：水に関する人権には、これを守り拡充する政策と自分の権利を要求する権限を付与するアカウンタビリティ(応答責任)制度が不可欠→①不平等／差別からの自由／保護(富や支払い能力、居住場所、ジェンダー等による権利侵害がないことを保障する法規・制度・運用)、②エンパワーメント(政策／意思決定プロセスへの参加)



2. マニラ首都圏上下水道の民営化と日本の関与

1) 貧困層への水供給に関する日本側の評価：国際協力銀行の事後評価（[株]UTCE、日本PFI協会『フィリピン・アンガット給水拡大事業民営導入に係るテーマ別評価調査マニラ首都圏上下水道庁の事例研究』2003年7月）

・「都市部貧困層への水供給に対し、特別なプロジェクトを実施し、給水人口の増加に大きな寄与をした。これは、民営以前には達成できなかった結果である」：民営化後の便益—①入手しやすさ（時間短縮）、②消費量増加

⇒しかし、水を人権としてとらえた場合の、上記①十分さ（特に持続可能性）や⑤負担可能性など、他の要素に関する評価がない。

2) 民営化後における貧困層への影響

・民間事業者や規制当局のデータによれば、低所得地域の水道接続世帯数は大幅に増加。
・他方、民営化後の相次ぐ料金引き上げを背景とした違法接続の頻発
→水供給における民営化に途を拓く法律（1995年 Water Crisis Act）において違法接続を犯罪と定める

3) 今後の日本の役割

・政策レベル：「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」(WASABI) (2006年3月)において「人間の安全保障の視点の重視」を強調→「個人および地域社会の**保護と能力強化**を図ることが重要」、「女性を含む住民の自立を支援」

⇒人権を重視する国連としての取り組みに一致して実現していくことが可能

・計画立案・実施・事後評価レベル：援助に関する意思決定（事前・事後評価を含む）において、政策レベルにおける判断基準を新しく統合する（環境社会配慮ガイドラインを含む）。

⇒「**保護**」：①アカウンタビリティ、②平等・非差別的施策、「**能力強化**」：③エンパワーメント

こうした必要性は水分野に限られるものではなく、他の分野別政策や国別援助政策、ひいては他の対外政策にもあてはまる。

以上